

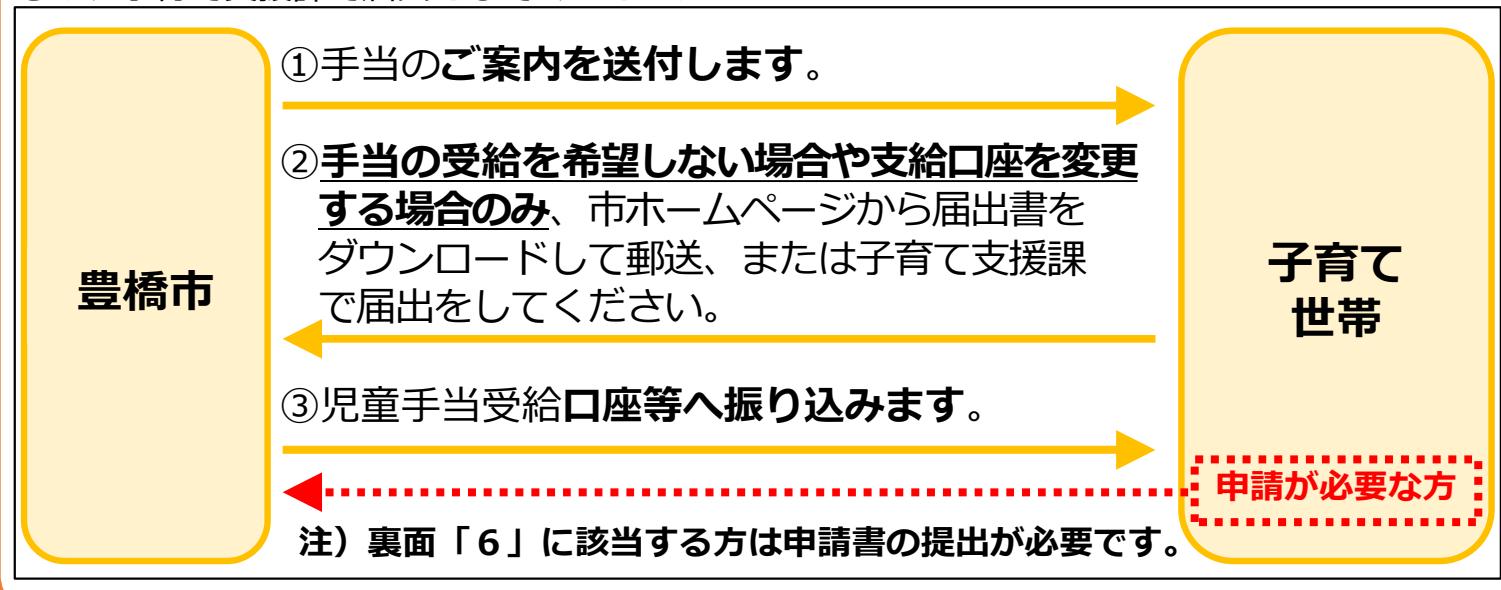
# 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

## ■はじめに

この案内が送付された方は、原則申請は不要です。

注) 裏面「6」に該当する場合は、申請が必要となります。また、手当の受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、令和8年1月22日（木）（必着）までに届出書を郵送するか、子育て支援課で届出をしてください。



## 1. 支給対象児童

次に記載する児童が対象になります。

### (1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童

（※令和7年9月に出生した児童については10月分）

### (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

## 2. 支給対象者

上記（1）の児童手当受給者、または、上記（2）の保護者のうち児童手当受給者となる方

## 3. 支給額

対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

## 4. 支給時期

この案内が送付された方は1月28日（水）に支給します。入金の確認ができない場合は、裏面に記載の子育て支援課までお問い合わせください。

注) 裏面「6」に該当する方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 5. 支給方法

### (1) 児童手当受給者

**原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座（提出期限：令和8年1月22日（木）必着）に振り込みます。**

（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時の口座、または、12/26（金）までに児童手当受給口座の変更届を提出された方は、変更後の口座に支給）

### (2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座**に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月末までに必ず子育て支援課までご連絡ください。

## 6. 申請が必要となる方

**次に記載する方は申請が原則必要**です。市ホームページから申請書をダウンロードして郵送、または子育て支援課で申請をしてください。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者で  
12月27日以降に児童手当の申請をされた方

## 7. その他

### ■引っ越しした場合

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ご不明な点があれば、豊橋市にお問い合わせください。

### お問い合わせ先（豊橋市役所）

豊橋市役所子育て支援課（東館2階⑩窓口）  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
電話：**0532-51-3161**  
(受付時間：平日8:30～17:15)

＜市ホームページはこちら↓＞



### お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター  
電話：**0120-252-071**  
(受付時間：平日9:00～18:00)

＜ポルトガル語、英語、タガログ語の翻訳はこちら↓＞



### 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに豊橋市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに豊橋市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。